

報告

大学教育の分野別質保証のための
教育課程編成上の参照基準
言語・文学分野



平成24年(2012年)11月30日

日本学術会議

大学教育の分野別質保証推進委員会

言語・文学分野の参照基準検討分科会

この報告は、日本学術会議 大学教育の分野別質保証推進委員会言語・文学分野の参照基準検討分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議大学教育の分野別質保証推進委員会
言語・文学分野の参照基準検討分科会

委員長	庄垣内正弘*	(特任連携会員)	京都大学名誉教授
副委員長	塩川 徹也**	(連携会員)	東京大学名誉教授
幹事	柴田 翔***	(特任連携会員)	東京大学名誉教授
幹事	鳥飼玖美子	(連携会員)	立教大学大学院異文化コミュニケーション研究科 特任教授
幹事	林 徹****	(連携会員)	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	田口 紀子	(第一部会員)	京都大学大学院文学研究科教授
	長島 弘明	(第一部会員)	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	川合 康三	(連携会員)	京都大学名誉教授
	福井 直樹	(連携会員)	上智大学外国語学部言語学副専攻教授
	小野 正嗣	(特任連携会員)	明治学院大学文学部専任講師
	加藤 光也	(特任連携会員)	駒澤大学文学部教授
	川嶋太津夫	(特任連携会員)	神戸大学大学教育推進機構・大学院国際協力研究科教授
	北原 和夫	(特任連携会員)	東京理科大学大学院科学教育研究科教授
	柴田 元幸	(特任連携会員)	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	寺田 寅彦	(特任連携会員)	東京大学大学院総合文化研究科准教授
	平田オリザ	(特任連携会員)	大阪大学コミュニケーションデザイン・センター教授
	藤本由香里	(特任連携会員)	明治大学国際日本学部准教授
	山川 健一	(特任連携会員)	東北芸術工科大学芸術学部文芸学科学科長・教授

*平成 24 年 4 月 委員・委員長辞任

**平成 24 年 4 月 委員長就任

***平成 24 年 4 月 副委員長就任

****平成 24 年 4 月 幹事就任

この報告書の作成に当たり、公開シンポジウムにおいて、以下の方々にご協力いただきました。

川本 皓嗣(元大手前大学学長、東京大学名誉教授)

小林 賢次(早稲田大学教育・総合科学学術院特任教授、言語系学会連合運営委員長)

柴田 稔久(株式会社日本ヴィクシー・コーポレーション代表取締役)

日本学術会議 大学教育の分野別質保証推進委員会

委員長	北原 和夫	(特任連携会員)	東京理科大学大学院科学教育研究科教授
副委員長	高祖 敏明	(特任連携会員)	学校法人上智学院理事長
幹事	藤田 英典	(連携会員)	共栄大学教育学部教授・教育学部長
幹事	本田 孔士	(連携会員)	京都大学名誉教授
	長谷川 壽一	(第一部会員)	東京大学大学院総合文化研究科教授
	室伏 きみ子	(第二部会員)	お茶の水女子大学理学部・大学院人間文化創成科学研究科教授
	北村 隆行	(第三部会員)	京都大学大学院工学研究科機械理工学専攻教授
	澤本 光男	(第三部会員)	京都大学大学院工学研究科教授
	森田 康夫	(第三部会員)	東北大学教養教育院総長特命教授
	有本 章	(連携会員)	くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学学長
	浦川 道太郎	(連携会員)	早稲田大学法学学術院教授
	唐木 英明	(連携会員)	倉敷芸術科学大学学長
	小林 傳司	(連携会員)	大阪大学コミュニケーションデザイン・センター教授
	塩川 徹也	(連携会員)	東京大学名誉教授
	久本 憲夫	(連携会員)	京都大学大学院経済学研究科教授
	広田 照幸	(連携会員)	日本大学文理学部教授
	本田 由紀	(連携会員)	東京大学大学院教育学研究科教授
	松本 忠夫	(連携会員)	放送大学教養学部教授
	山田 礼子	(連携会員)	同志社大学社会学部教授
	吉田 文	(連携会員)	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
	河合 幹雄	(特任連携会員)	桐蔭横浜大学法学部長・教授
	川嶋 太津夫	(特任連携会員)	神戸大学大学教育推進機構・大学院国際協力研究科教授
	小林 信一	(特任連携会員)	筑波大学ビジネスサイエンス系教授
	廣田 英樹	(特任連携会員)	金沢大学先端科学・イノベーション推進機構特任教授・副機構長
	吉川 裕美子	(特任連携会員)	大学評価・学位授与機構研究開発部教授

本件の作成に当たっては、以下の職員が事務を担当した。

事務	中澤 貴生	参事官(審議第一担当)
	伊澤 誠資	参事官(審議第一担当) 付参事官補佐
	藤本 紀代美	参事官(審議第一担当) 付審議専門職
調査	崎山 直樹	上席学術調査員

要 旨

1 作成の背景

日本学術会議は、文部科学省高等教育局長から審議依頼を受けて平成 20 年(2008 年) 6 月に「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会」を発足させ、検討の結果を「回答」に取りまとめ、平成 22 年(2010 年) 8 月文部科学省に手交した。その中で同委員会は、学士課程教育の質を保証するためには、各分野について、「最も中核的な意味において、すべての学生が基本的に身に付けるべきことを同定し、これを教育課程編成上の参照基準として各大学に提供すること」が望ましいこと、そのような参照基準は「政治的な独立性を有し、また、人文・社会科学と自然科学の全分野を包摂している日本学術会議」が検討を引き受けることが適当との方針を打ち出し、順次設置された複数の分野別「参照基準検討分科会」で参照基準の策定作業を進めている。言語・文学分野の参照基準検討分科会は、その先頭を切って平成 22 年(2010 年) 11 月に発足し、同年 12 月から平成 24 年(2012 年) 7 月まで延べ 15 回の会合を開催して審議を重ね、当該分野の参照基準原案を取りまとめた。平成 24 年(2012 年) 7 月 14 日には公開シンポジウムを開催して原案を世に問い、多様な意見を聴取し、さらに日本学術会議の関係部・委員会の査読を経て成案を得るにいたった。ここに「言語・文学分野の参照基準」を日本学術会議の報告として発表する次第である。

2 現状および問題点

言語・文学は、今日の大学教育において重要な役割を担っているが、その領域はしばしば不明確で安定性を欠いている。言語・文学は人間の精神生活と社会生活の根底にあって、あらゆる学問と文化の生成を可能にする基盤であると同時に、それ自体が学問であるという二重性を備えており、専門教育と教養教育¹の双方にまたがっている。実際、大学設置基準の大綱化以前を考えれば、それは一般教育の人文科学および外国語に属する学科として前期課程教育の中に確かな位置を占めていたが、大綱化を境としてその位置は失われた。また専門分野としての言語・文学は、学位に付記する専攻分野の名称が自由化されたこともあって、名称の変更あるいは新設が相次ぎ、分野としての輪郭と特性がぼやけてしまうという事態が生じた。それにも関わらず、本分野の研究と教育に携わる大学人は、言語・文学の学びには、今日の大学において重要な意義があることを確信している。その確信に立って、言語・文学分野について、その共通の「理念・哲学」を提示することを通じて、各大学が本分野の教育課程を編成する際の参考として役立つことを本参照基準は目指している。

なお、言語・文学分野という枠組みは、言語分野と文学分野を合体したものではない。文部科学省学校基本調査の学科系統分類表による「文学」は、大分類(人文科学)に所属する中分類であるが、それは狭い意味での文学ばかりでなく、語学、言語学、言語教育学、

¹ ここでは「教養教育」という語を、便宜的に、大綱化以前の「一般教育科目」、「外国語科目」、「保健体育科目」を包摂するものとして用いている。

言語文化等々の教育課程を含んでいる。このような意味での文学分野について参照基準を考えるのなら、そこに言語が本質的な契機として含まれている以上、言語・文学という枠組みで参照基準を考えた方がよい。これが、日本学術会議第一部に所属して、本分科会の立ち上げに関与した言語・文学委員会の判断であった。

3 提言等の内容

(1) 言語・文学は、人間の創造性と連帯の基盤である。

言語は人間の思考と社会的営みのあらゆる局面に浸透して、その不可欠の構成要素をなしている。文学 (literature) の語源的な意味は、文字と文章の読み書きの能力(リテラシー)であるが、この意味での文学は学問と文化の生成を可能にし、合意を形成するプラットフォームである。また、人間には、言葉を通じて人とつながろうとする本源的欲求がある。他者に向けて、その心に働きかけようとして発せられ・書きつけられる言葉が、言語芸術としての文学の根底にある。言語と文学は人間の連帯の基盤でもあれば、その表現でもある。

(2) 言語・文学の三つの側面：言語、文学、個別言語

言語・文学の学びの主要な対象は、言語、文学、個別言語である。ことさら個別言語をあげるのは、言語能力は必ず個別言語の習得を通して実現されるものだからである。個別言語の教育・学修²は、一方では、対象となる言語、他方では学ぶ者と対象言語の関係を考慮して、①第一言語としての日本語、②外国語、③国際共通語としての英語に大別される。英語はもちろん重要な外国語でもあるが、グローバルな局面で文化と言語を異にする他者と協働するための手段としての英語学修は外国語のカテゴリーから切り離した方がよい。また第二言語としての日本語は、②のカテゴリーに含まれる。

(3) 言語・文学を学ぶことの意義

言語・文学の学びには、言語の基本的特徴と仕組みの理解を基盤として、個別言語の高度な運用能力とりわけリテラシーの修練を通じて言語の公共的使用能力を開発増進すると共に、言語芸術としての文学を学ぶことを通じて人文的教養を身に付け、人間性と市民性の涵養に資するという意義がある。また職業生活上も多様な役割を果たすが、とりわけ初等・中等教育、さらには大学の教養教育に重要な貢献をするという意義がある。

(4) 言語・文学の学びを通じて獲得すべき基本的能力は次の4点に集約される

- ① 第一言語としての日本語に関する高度なリテラシー
- ② リテラシーを踏まえた高度なコミュニケーション能力
- ③ リテラシーと教養を基盤とする言語の公共的使用能力

² ここでは「学修」という語を、教育現場での学び、およびその結果としての習得の意味で用いている。より広い一般的な学習行為については、原則として「学び」の語を用いる。

④ 実践的生活を超えた生き方へのまなざしの獲得

(5) 学修方法に関する基本的な考え方

言語・文学教育の中核にある個別言語に焦点を絞って、それを第一言語としての日本語とそれ以外の個別言語(外国語と国際共通語としての英語)に二分して、それぞれの学修の基本方針を記述した。とりわけ日本語以外の言語を学ぶことについて、国際共通語と外国語では、学びの動機と目標がそれぞれ異なることに着目して、異なる学修方針を提示する共に、複数の第二言語を学ぶことの重要性を強調した。

(6) 評価方法に関する基本的な考え方

評価は、学修の達成度・成果に関わると同時に、他方では、学修のプロセスに関わり、学生の成長を促す役割があることを指摘した。その上で、とりわけ個別言語の運用能力の評価について基本的な方針を掲げた。

目 次

1	言語・文学の定義	1
2	言語・文学に固有の特性	2
(1)	言語・文学に固有の視点	2
①	言語の特性	2
②	文学の特性	3
(2)	言語・文学の三つの側面：言語、個別言語、文学	3
①	言語	3
②	個別言語	4
③	文学	5
(3)	言語・文学の役割	6
(4)	他の諸科学との協働	7
3	言語・文学を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき 基本的な素養	7
(1)	言語・文学の学びを通じて獲得すべき基本的な知識と理解	7
①	言語・文学を学ぶことの本質的意義	7
②	獲得すべき基本的な知識と理解	7
(2)	言語・文学の学びを通じて獲得すべき基本的な能力	10
①	言語・文学に固有の能力	10
②	ジェネリックスキル	15
4	学修方法および学修成果の評価方法に関する基本的な考え方	16
(1)	学修方法	16
①	第一言語の学修	16
②	国際共通語と外国語	17
③	さまざまな学修形態	19
(2)	評価方法	20
5	市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育との関わり	21
6	言語・文学分野の教員養成のあり方について	22
	<参考資料1>言語・文学分野の参照基準検討分科会審議経過	24
	<参考資料2>公開シンポジウム「学士課程教育における言語・文学 分野の参照基準」	26

1 言語・文学の定義

言語・文学は、専門教育の水準で広大かつ多様な学問分野を形成しているが、それと並んで教養教育において枢要な位置を占めている。その理由は、言語と文学が人間の精神生活と社会生活の根底にあって、創造性と連帯の基盤ないし土壌だからである。

人間は言語によって、自己と他者と社会とに関わり、また思考と認識を実現することができる。しかし、我々の生活の基盤に深く根ざすものであるからこそ、かえって自らの言語能力や言語使用を客観的に捉え理解することは極めて難しい。言語に関する実証的・科学的な教育が必要であり、その基礎があって初めて、言語を現代の精神生活と社会生活の中で機能させることが可能となる。他者と知識、感情、経験などを共有するための相互行為としてのコミュニケーションも、言語のみによって実現するものではないが、言語の使用が重要な要素であることは疑いがない。言語の反省的理解・考察は当該分野の根幹をなす。

文学は、今日の日本では、「想像の力を借り、言語によって外界および内界を表現する芸術作品」（『広辞苑』）と解されることが多いが、元来中国では、思想や歴史をも含み込んだ人文的教養の意味で用いられていた。また現行の日本語の「文学」の語は、明治初期に英語の literature の訳語として採用されたが、literature あるいはそれに対応するヨーロッパ諸語（たとえば、フランス語の littérature）も元来は、文字（littera [ラテン語]、letter [英語]）と文字の連なりである文ないし文章（litterae [ラ]、letters [英]）の深い素養があること、すなわち文字・文章の読み書きの能力とそれによって培われる教養を身に付けていること——それが、リテラシーの本来の意味である——であった。つまり文学は元来リテラシーと同義であった。この意味での文学は、あらゆる学問が言語を通じて自らの活動を展開し、その成果を主として文書によって表現してきた以上、学問と文化の生成を可能にするプラットフォームである。文学は、それ自体が学問であると同時に、他の学問の基盤である。

その上で、文学という語は今日、一般通念として、言語によって生み出される芸術作品とその総体を意味する。そしてそれを読み、解釈し、考察し、その成果を文章で書き記し、さらには作品としての文学を創作することも、また文学の名で呼ばれる。この意味での文学が、リテラシーとしての文学と並んで、学問そして教育分野としての文学を構成する。リテラシーとしての文学が相手にするのは、基本的にはあらゆる文書・典籍であるが、その中核には、言語芸術としての文学作品がある。リテラシーの修練において手本となるのは、当該言語の表現力を発揮した文章であり、その典型が文学作品だからである。また文学作品は、リテラシーの修練のための優れた素材であるばかりではない。それは極めて多様な感覚、感情、思想、精神が、作家による一貫した視点から統合された表現である。それを通して我々は、他者の多様な体験を自分の中にいきいきと保ちつつ、自らの人格の陶冶に役立てることができる。他者の体験に裏付けられた人格とは、その人の外側から見れば、いわゆる教養に他ならない。こうしてリテラシーとしての文学と文学作品の学びとしての文学は不可分の関係にある。

ところで芸術としての文学作品であろうとなかろうと、すべての文書・作品すなわちテキスト³は特定の個別言語で記され、あるいは語られている。したがって文学を学ぶためには、同時にその媒体となる言語の学びと理解が不可欠である。この観点からすれば、文学と言語の教育・学修は一体であり、不可分である。事実、教科・学科名としての日本語の「国語」、英語の“English”等において、言語と文学の教育は一体である。学問と教育の進展に伴って分化していくとはいえ、言語と文学は共通の根を持っている。

言語芸術としての文学は、多くの場合、文字による言葉によって実現されるが、それ以外の言語伝達的手段(音声、身体動作、画像、映像等)によって実現される隣接ジャンル(口承文芸、演劇、映画、漫画・アニメ等)が存在する。それらは、文学と構造的な類縁関係を結んでいる限りにおいて本分野の取り扱う対象となる。

2 言語・文学に固有の特性

(1) 言語・文学に固有の視点

あらゆる学問は言語およびリテラシーとしての文学を通じて自らの活動を展開し、その成果は文書や画像によって表現される。しかし他の学問にとって、言語・文学は活動の基盤であり、文書や画像とそのリテラシーは、当該学問の遂行にとって不可欠な材料または技能である。それに対して本分野にとって、言語・文学はそれ自体が実践と理論的考察の直接的な対象と目的となる。

① 言語の特性

人類は、種の特性として言語能力を普遍的に持つと同時に、その能力は、特定の個別言語(ひとつとは限らない)を獲得し使用することにより実現される。したがって世界で話される言語体系は実に多様であり、同じ個別言語の内部にも、音声、語彙、文法、意味などすべての面で著しいバリエーションがある。こうした中、人類は、社会的・政治的に有力な集団がそうでない集団を言語的に同化することを許してきた一方で、集団や社会の枠を超えた価値や情報を共有するため、ピジン、クレオール、リンガ・フランカなどの共通言語を生み出してもきた。しかし、必要とする人々の間でいけば自然発生的に生まれたこれらの共通言語に比べ、現代の社会が求める共通言語は、規模の点ではるかに巨大であり、機能の点ではるかに複雑である。言語に対する素朴な思い込みや政治的威信などに依るのではなく、言語の特性を正しく理解した上で、人間精神を涵養し、より精緻で洗練された文化を生み出すことを目的として、公共財としての共通言語体系を確立し、それを普及させることは、言語・文学教育の根幹のひとつである。

³ テキストは、文書・作品と同じものを指示しているが、その構成要素である文字、語、文が有機的に連結した集合——テキストの語源的意味は織物である——の観点からの呼称として用いる。それに対して文章は、そのような条件をつけない、広い意味での文字、語、文の連なりの呼称として用いている。

② 文学の特性

言語は思考の基盤であると同時に、人と人との間でおこなわれる相互行為としてのコミュニケーションの重要な部分を占める。しかしそれが音声あるいは身体動作為媒体としている限りは、個々の発話の場面に拘束されて、思考やコミュニケーションの内容に変動が生じることは避けられない。しかし文字の誕生は、このような人や状況による変動を抑制し、時と場所と個人を越えて、言語活動の成果を伝えることを可能にした。これによって、人間の表現能力は拡大し、遠隔的なコミュニケーションと知識の蓄積・伝達が可能になった。文字表記された文を読み解き、書き記す能力(リテラシー)を学修によって獲得すること、つまり文字と文に関する学びが、文学教育の根幹のひとつである。

その上で人間には、言葉を通じて人とつながろうとする本源的欲求がある。他者に向けて、その心に働きかけようとして、言葉が発せられ、書きつけられるとき、芸術としての文学が生まれる。それは、想像力と共感の力を涵養し、「いま、ここ」にはいない他者と自分を結びつけ、人々の新たな関係性、社会、世界との結びつきを作り出す。芸術作品としての文学は、そのような言語活動の成果である。そして、その中でも多くの人に受容され、さらには時と所を越えて後世に伝えられる作品が古典となり、それが文化と教養の基盤となる。このような意味での文学を学ぶことが、文学教育のもうひとつの根幹である。

(2) 言語・文学の三つの側面：言語、個別言語、文学

言語・文学が、学問と文化の基盤だとすれば、そこでは実践的な運用能力の修得が大切な目標になる。ところで言語・文学において実践的な運用能力とは、相互的な言語コミュニケーションの能力、およびリテラシーであるが、それは個別言語に関わる能力である。言語・文学にとっては、個別言語の学修および運用能力の修得が必須の構成要素である。こうして言語、個別言語、文学が、本分野の教育・学修の三つの側面となる。現実の教育課程においては、それぞれの側面とその構成要素に特化した分野ないしディシプリンが形成されるが、三つの側面は相互依存の関係にあり、不可分である。そのことを前提とした上で、それぞれの側面は、教育・学修の対象あるいはアプローチの違いに応じて、おおよそ以下のような要素から構成される。

① 言語

言語は、それ自体が多義語である。主なものだけでも、(1) 音声・身体動作・図像により個人の間で知識を共有するための記号体系、(2) そのような記号体系を修得し使用する能力、(3) そのような能力を使って他の人間と知識等を共有する活動、(4) 個別言語、(5) 個別言語により産出された音声自体あるいはその記憶、および文字などにより記録された資料や作品、などの意味がある。したがって、どの「言語」を対象とするかによりアプローチは大きく異なるが、共通する点として、(a) 普遍性と個別性(多様性)双方への関心、(b) 比較の視点、(c) 個別言語に対する偏見や経験的知

識の相対化、(d) 言語を用いて言語を研究することがはらむ問題と困難に対する注意深さ、(e) 学際的関心、があげられるだろう。こうした言語分野のアプローチは、言語学の教育の中だけでなく、個別言語教育や文学教育の分野においても、特にその基礎教育において活用されるべきものである。

② 個別言語

個別言語の教育・学修は、一方では、対象となる言語の多様性、他方では学ぶ者と対象言語の関係の相違に応じて、異なる領域が考えられる。

ア 第一言語としての日本語

日本語を第一言語(母語)とする学び手を対象として、音声・書記の両面において高度なリテラシーを育成する。その目標は、人間に対する共感に裏付けられた教養、とりわけ人文的教養を身に付けることを通じて、日本語の公共的使用能力を育成し、市民性の涵養に資することである。

イ 外国語

文化・習慣・制度等を異にする他国(他地域)の言語を学ぶことを通じて、世界の多様性の認識、異文化の理解を深める。日本語を母語としない人の学ぶ日本語も、外国語教育の一環である。さらに外国語教育は、学ぶ者に自らの母語の存在を意識させる上で、大きな効果がある。言語を意識せずに使えることは、自由に言語を使うことができるための条件であるが、そのために言語の存在を意識することは難しい。しかし、外国語の運用においては、通常その運用にかなりの制約があるため、言語の存在を意識せざるを得ない。また、外国語の修得過程において、自然に学び手は自分の母語を手かかりとする。それにより、母語の特徴に自ら気づく体験をすることができる。外国語教育は、単にその言語が話されている地域の文化を学ぶためだけでなく、言語・文学の分野にとり、極めて重要な教育活動のひとつである。なお、日本国内で話されるアイヌ語、日本手話、あるいは日本語のさまざまな地域方言も、場合によっては、いわゆる外国語と同様に、言語を意識するための大きな手がかりとなり得る。

ウ 国際共通語としての英語

グローバルな局面で、文化と言語を異にする他者と協働し交流するために必要となるのは国際共通語であり、それを使いこなす能力を育成することは必須である。現在は英語が事実上の国際共通語であるが、将来、別の個別言語が英語に取って代わる可能性はある。また英語は、外国語のひとつでもある。

英語という言語の世界における特権的地位に鑑みると、一般的なコミュニケーションを目的に「国際共通語としての英語」を学ぶことと、専門教育において、あるいは教養を高めるために、「外国語としての英語」を、その文化も含めて学ぶことと

は、区別することが妥当である。

エ 通訳・翻訳

大学外国語教育にとって翻訳通訳を学ぶことには、根源的な意味がある。「訳す」という行為は、起点言語のテキストを理解し、解釈し、それを目標言語で表現することであり、すなわち言語間の異質性と格闘することにほかならない。つまり外国語教育において「訳す」という実践は、自らの言語と文化を省察しながら異なる文化を体験し複眼的思考を獲得することであり、世界の多様性を認識する手だてとなり得る。

したがって訳読も、外国語から日本語への機械的な逐語訳に終始することのないよう指導方法を工夫することで、異なる言語が内包する文化的特質や差異への気づきを学生に与える点で有用でもあれば、必要でもある。また、日本語から外国語への訳出の訓練は、発信型コミュニケーション能力を育成するにおいて重要な役割を果たす。

なお、ひとつの外国語に熟達したからといって通訳や翻訳ができるわけではなく、翻訳通訳の理論に関する研究を含めた専門教育を大学院レベルでおこなうことが求められるが、通訳翻訳を可能にするための言語力の基盤は、学部での外国語教育で形成することを目指したい。

オ 言語教育

言語教育を企画し担う人材を育成し、それを可能にする教育法を開発する。

③ 文学

言語芸術としての文学作品であろうとなかろうと、すべてのテキストはある特定の個別言語で表現されている。したがって文学の学修は、その媒体となる言語の学修と不可分である。テキストの構成要素である文字あるいは音声、さらには画像や映像に関する高度のリテラシーが不可欠である。文学の教育・学修は、テキストの媒体となる言語の多様性にに応じて分化して、異なる分野・ディシプリンを生み出す。しかしそれらは相互依存・相互浸透の関係にある。教育課程の編成にあたっては、隣接分野との関連に十分留意する必要がある。

ア 一般文学研究

一般文学研究は、個別言語を超える文学のあり方とその意義の探究に関わる。文学作品は特定の個別言語で記されているにも関わらず、翻訳や翻案、さらには文字と音声以外の表現媒体を通じてその言語を解さない読者にも受容され、知識と感興と感動を与えるものだからである。

イ 各国(地域)語文学

自国語文学(日本文学)を筆頭として、さまざまな言語別の文学が立てられる。ここでは文学と言語の教育・学修は一体である。ただし、国(地域)と言語の関係は一樣ではない。伝統的な一国一言語文学ばかりでなく、国境を越えて周辺地域さらには世界の諸地域に普及した言語による文学、クレオールのように言語の混交から形成された母語(第一言語)による文学、あるいは多言語状況における文学創造などを対象とする教育課程も立てることができる。

ウ 古典語・古典学

古典語・古典学は、高度の学術・芸術を生み出すことによって後世そして世界の他地域に影響を与えた文化圏の言語と文学の教育と学修に関わる。偉大な言語文化の所産の読解を通じて精神を涵養すると同時に、それを翻訳・翻案等の形でおのれの文化に移植することによって、受容する側の共同体(国・地域)の言語・文学の創造的発展に寄与する。各国語文学とりわけ自国語文学(日本文学)についても、近現代以前の言語・文学については、同様の目標とアプローチによる教育・学修がおこなわれる。

エ 文字以外の表現媒体による文学

リテラシーとしての文学は、文字表記されたテキストに関わるものであるが、芸術としての文学は、文字以外の言語伝達手段(音声、身体動作、画像、映像等)を用いて、隣接する芸術ジャンル(口承文芸、演劇、映画、漫画・アニメ等)のうちで、自らの可能性を実現することができる。それらも文学としての側面を備えており、その限りで文学の教育・学修の対象となる。

(3) 言語・文学の役割

すべての人間は言語を習得する能力を生まれながらにして備えている。その意味で、能力としての言語は普遍的であり、自然の領域に属する。しかしその能力は、特定の個別言語を獲得し、それを使用することにより実現される。そしてその獲得の過程、とりわけ言語の公共的使用能力の獲得の過程では、自覚的な学びと教育により共通の公的言語が獲得される。このような言語は、人為と文化の領域に属するものであり、その教育が近代の公教育の中核を占めることになった。日本の場合であれば、国語すなわち日本語が初等中等教育の根幹をなし、またより高度の使用能力を養うために高等教育においても教育・学修の対象となるのはそのためである。

ところで、文化・学問および社会生活の基盤となる言語はひとつではない。現代世界においては、自らが生まれ育った言語環境の内部にとどまっていることは困難である。国際共通語は有力な道具であり、その教育・学修は個人にとっても社会にとっても重要な役割を果たす。しかし国際共通語は、すべての個別言語の基盤となる共通のプラットフォームではない。個別の言語はそれぞれ自立した体系であり、それをひとつの体系に帰着させることはできない。自国語以外の言語(外国語)の修得は、異なる言語環境とそ

れによって培われた文化との邂逅・交流・交渉において決定的な役割を果たす。

文字は、発話場面や発話時の束縛から言語を解放し、言語に新たな可能性を与えた。それについての素養が広義の文学である。言い換えれば、文章は言語活動の成果であり、それについての技能・知識・反省的考察が文学である。そうだとすれば、文学は人間が個人生活・社会生活を営む上で、実践的な水準(リテラシー)においても、また文化的な水準(教養)においても多面的な役割を果たす。その上で言語芸術としての文学は、実践的生活を支配している目的と手段の無限の連鎖を断ち切り、すべての属性を捨象した人生そのものの局面で、人に生きる力と生きる喜びを与える。

(4) 他の諸科学との協働

言語・文学は元来、あらゆる学問・文化の不可欠の構成要素として、他の諸科学のうちに浸透して、その活動に協働している。とりわけ重要なのは、各分野でその必要性が強調されているリテラシー(科学技術リテラシー、メディア・リテラシー等々)の中核には、端的な意味でのリテラシー、すなわちテキストの適切な理解・作成および教養という二重の意味でのリテラシーがあるということである。それぞれの専門分野が自らの活動の社会的・公共的意義を自覚し、それを専門外の人々に分かるように説明できるようになるためには、言語・文学の実践とそれに対する理論的反省を欠かすことができない。

3 言語・文学を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養

(1) 言語・文学の学びを通じて獲得すべき基本的な知識と理解

① 言語・文学を学ぶことの本質的意義

言語・文学は、人間の思考と社会的営みのあらゆる局面に関わる限りにおいて、教育・学修の普遍的な対象である。すべての人間は、社会生活・職業生活を営んでいくために、さらには有用性の次元を超えて精神生活を営み、想像力と共感を通じて他者とつながるために、自らが生きている環境で通用し、また自らの活動にとって必要とされる言語とそのリテラシーを身に付けることが必要であり、また期待されている。日本語は、日本に暮らす大多数の人にとって、初等中等教育の必須教科であるばかりでなく、大学の教養教育においても重要な位置を占める。同様のことは、国際共通語と外国語についても言える。

その上で、専門分野としての言語・文学を学ぶことの意義は、言語・文学が、実践として、教養として、創造的な表現力として人間の営みのあらゆる局面(社会生活・職業生活・市民生活・人生そのもの)に関わることについて自覚を深めつつ、自らの修得した言語・文学をそれぞれの局面で役立てるところにある。

② 獲得すべき基本的な知識と理解

言語・文学の学修において、知識・理解と能力を明確に区別することは困難であるが、言語・文学を学ぶ学生は、通常、次のような点について基礎的な知識・理解を持

つことが望ましい。これらは、前述した言語・文学の定義、言語・文学の固有の特性と緊密に結びついている。

ア 言語に関するさまざまな見方についての基本的知識と理解

- (a) **言語の構造的性に関する理解**：産出される言語はすべて、単なる線状的な要素の並びではなく、異なる階層を持つ抽象的で複雑な構造を持つ。しかも、こうした構造は、単純な規則を生産的に適用することにより生み出される。有限の知識により無限の言語表現が可能となる点は、言語の基本的特徴である。
- (b) **言語の多様性に関する理解**：世界では、音声言語にせよ手話言語にせよ、さまざまな言語が話され、使われている。また、地域や集団により異なる方言(言語変種)を持たない言語はないし、場面や相手により使い分けられる表現(スタイル)を持たない言語もない。母語か外国語かを問わず、学ぶ対象となる言語の位置づけを知ることは、言語分野に不可欠の知識である。
- (c) **音声を作り出す生理的メカニズム(調音・構音)の理解**：多くの言語は音声を媒体とする。人間が作り出す音声の特徴を正確に理解することは、母語の客観的理解に不可欠であるだけでなく、外国語の修得にも絶大な効果がある。
- (d) **言語と社会の関係に関する理解**：言語活動は、それを使う人々の共同体と密接な関係にあるが、それは、言語が社会(集団)を規定するとか、社会(集団)が言語を規定するといった単純なものではない。言語と社会(集団)の複雑な関係を具体的な例を通して理解することは、言語に関する通俗的見方や先入観に基づく判断に対して、実証的な態度で対応することを可能にする。

イ 個別言語に関する基本的知識と理解

母語(第一言語)についての我々の理解は、思弁的、印象論的になりがちである。膨大な母語の知識・能力を整理して客観的に理解することが極めて難しい上に、そもそも、言語構造を理解していなくても使うことができるため、多くの人が説明の必要を感じていないからである。一方、外国語の修得においては、明確に定義された概念や用語(たとえば、音節、主語、時制など)により、言語の構造が示され、説明される必要がある。もちろん、言語で言語を説明し理解することの困難さはあるが、これまで個別言語教育が蓄積してきた、言語理解のための説明の枠組みを学ぶことは、母語(第一言語)を意識的にコントロールし運用するための基礎的な能力となる。

ウ 文学に関するさまざまな見方についての基本的知識と理解

- (a) **文学はリテラシーである**：言語活動によって実現される思考とコミュニケーションを文字で表記することによって、その成果は定まった形態を獲得し、時と場所を越えた考察と応答の対象として実現する。それが文書であるが、その媒体である文字、そして文字の織物であるテキストを焦点化して、それを学び

そして実践するのが、狭義のリテラシー、つまり文字と文章の読み書きの能力としての文学である。

- (b) **文学は教養である**：しかしリテラシーは、広義には読み書きの能力によって養われる教養も意味する。読み書きは否応なしに、その内実、すなわち読解の対象となる文書、そして書き表そうとする文章の内容やメッセージに関わるからである。読み書きを学ぶことは、そこで問題になっている事柄についての知識を獲得することでもある。しかも読み書きの活動は、音声言語あるいは身体言語の活動のように直接的ではないが、相互行為としてのコミュニケーションの実践、ただし時間的な遅延を伴った実践である。読み書きによって知識を獲得すると同時に、「いま、ここ」にはいない他者との交わりに入る努力をすること、それが精神の涵養、すなわち教養である。
- (c) **文学は言語芸術であり、それについての考察と実践である**：言語を媒体とした芸術を、他の人文系学問から区別して、“literature”あるいは「文学」と呼ぶようになったのは、この2、3世紀のことである。しかし人間は、その存在のはじまりから、他者、そして自分自身に向けて、その心に働きかけるための言葉を発し、書きつけてきた。目前の有用性を超えて、人と人の人格的な交わりを実現することを目指す言語活動とその所産を文学だと考えれば、文学は人間の歴史と共にある。そしてそれは、近代的な狭義の文学ジャンル——詩歌・小説・物語・戯曲・評論・随筆など——の枠を超えて、哲学であれ宗教であれ歴史であれ、さらには科学であれ、想像力と共感の力を涵養し、人と人をつなぐ力を秘めたすべての書き物、さらには語り物を含みこむ。
- (d) **芸術としての文学はさまざまな言語伝達的手段によって実現される**：言語芸術としての文学の表現媒体の中核にあるのは、文字ないしは音声である。しかし文学は、それ以外の言語伝達的手段(身体動作、画像、映像等)によっても実現される。

エ 文献・文学作品に関する基本的知識と理解

文学の営みは、その所産としてあらゆる文書、とりわけ文学作品を生み出す。そのようなテキストが、どのように生み出され、どのような形で保存・編集・伝承され、読者によってどのように受容され、解釈されるかという問題群についての基本的理解は多様な文献・文学作品を学修するための基礎である。

またそれぞれのテキストの背後には、それを生み出した個人・集団、それを取り囲む社会的・文化的環境(コンテキスト)があり、それがテキストの意味と効果の構成要素になっていることを学ぶことは、テキストの読解、さらには作成をおこなうための基礎的な能力になる。

オ 文学作品の表現媒体の多様性に関する基本的知識と理解

言語芸術としての文学の表現媒体には、文字と音声の他にいかなる媒体があるの

か、それらの媒体を組織して実現される作品は、どのような特徴を備えているのか、それらの作品はいかに制作され、受容され、解釈されるのかについて基本的な知識を身に付けることも、文学を考察し実践するための基本的な能力になる。

カ 関連する諸分野等の学修および諸経験

言語・文学は極めて多面的な学問分野であり、他の諸分野に浸透すると同時に、逆にそれらの分野に支えられて成立している。したがって教養科目や他分野の専門科目は、本分野を深めるための有用な手段になる。あらゆる発言と文書には内容と意味があるが、その意味の形成には言語以外の多様な文脈(社会、歴史、政治、民族、ジェンダー、地理等々)が影響を与えている。コミュニケーションが十分に機能するためには、その内容に関わる分野についての基本的な知識が必要である。

自国語であれ、外国語であれ、国際共通語であれ、個別言語は人間が社会で活動していくためのもっとも強力な汎用的手段である。それだけにそれがいかなる目標のために、どのように用いられるかについて適切に判断することなしには、政治的・社会的扇動などに悪用される危険がある。言語の公共的使用には限界と危険がある。そのような認識を養うためには人間・社会に関する広い知識と反省が必要となる。この意味でも教養科目や他分野の専門科目は重要である。

学生生活自体も意味がある。多様な出会い、豊かな経験、そして何より読書・観劇に代表される文学の鑑賞が、人間や社会についての理解を深め、言語・文学の教養を内面化する契機となるからである。

言語・文学を専門として学ぶ学生は、通常、上記の諸事項のいくつかを深く掘り下げる形で学修することになる。なお、上記の諸事項は、特定の授業科目を通して学ばれるというよりも、さまざまな授業科目の総体を通して学ばれるはずのものである。またひとつの対象、ひとつのアプローチを深める学修によっても、幅広いアプローチを学ぶことによっても学ばれるはずである。

なお、これ以外にも、学生の専攻するそれぞれの下位領域(学科・コース等)において基本的な知識や理解が求められる事項がある。

(2) 言語・文学の学びを通じて獲得すべき基本的な能力

① 言語・文学に固有の能力

ア それぞれの局面で発揮される能力が、人が生きていく上で持つ意義

(a) 職業生活上の意義

高度のコミュニケーション能力とリテラシーを必要とする職業は少なくない。いかなる業種で働くにせよ、文書の読解・作成、広報、顧客・利害関係者への説明等、コミュニケーション能力とリテラシーを要求される課題に、言語・文学は有用である。

また、制度的・文化的多様性の平準化を指向するグローバル化と、制度・慣習・

言語・文化等における差異を認めた上で相互理解を図ろうとする国際化が、同時に進展しつつある今日の世界と日本において、国際共通語と外国語の高度の運用能力を要求される職業・業務は飛躍的に増大している。特に、国際化が一部の限られた人々の問題や関心ではなく社会全体の課題となり多文化多言語状況が現実となっている今日、日本在住の外国人にとって共通語である日本語の教育を充実させることは喫緊の課題である。さらに言語と文化の多様性を確保するための多言語での通訳と翻訳は、その必要性が認識されると共に、単なる当該外国語の修得以上のより高度な専門能力が求められている。言語の特性を熟知しリテラシーを身に付けた言語・文学を学んだ者は将来、その面で有用な働きをすることが期待される。

言語・文学の教育は、初等中等教育から大学の教養教育にいたるまで広範囲にわたって実施されている。専門分野としての言語・文学にとって、言語・文学の教育は重要な職業的意義を有している。言語・文学を専門的に学んだ者は、第一言語としての日本語(国語)・国際共通語・外国語(第二言語としての日本語を含む)の教育において中心的な役割を果たすことが期待される。

(b) 市民生活上の意義

我々は生活人や職業人としてばかりでなく、市民として社会の公共的問題に関わる。その際に必要とされる市民性とは、官による上からの「公共性の独占」を問い直し、社会の構成員の一人一人が自由な主体として、公共性の担い手となることである。より具体的には、「i 言論と行動、そしてその自律を尊ぶ精神」を養い、「ii 誰からも支配されず誰をも支配しない、他者との対等な関係」を構築し、「iii 動機における個人的利害からの自由」を身に付けることである⁴。本分野は、このような市民性の涵養、とりわけ他者との対等な関係の構築に、言語の公共的使用能力の育成を通じて本質的な寄与をなす。公共の場面において展開される言論を、その内容に即して受けとめ、それを自らの意見や信念と突きあわせて適切に応答するためには、個別の社会集団や専門に特有の語法の根底にある日常言語の運用能力を鍛え、その可能性を拡大させることを通じて、言語形成期までに習得した言語(母語)を共通言語へと高めなければならない。リテラシー、そしてリテラシーを踏まえた口頭での応答・談話能力は、言語の公共的使用能力の中核をなす。

市民として専門の異なる人々と交流し協働する際に必要なもうひとつの素養は教養である。教養の重要な役割は、学問であれ職業であれ、各々の専門を相対化し、自らの従事している活動を社会的文脈の中に位置づけ、非専門家に理解できるように説明すると共に、自らの専門分野の限界をわきまえることだからである。そのような教養の育成において、歴史の荒波を乗り越えて声価の定まった古典を共通の基盤とする文学教育は重要な役割を果たす。言語・文学を専門に学んだ者

⁴ 日本学術会議 回答『大学教育の分野別質保証の在り方について』、2010年7月22日、p. 29を参照のこと。

は獲得した教養を活用して市民として活動すると同時に、同胞市民の教養を高めるために、とりわけ教育の場において有用な働きをなすことが期待される。

(c) 人生にとっての意義

文学とりわけ芸術作品としての文学は、実生活の課題に対処するための技能、あるいは既存の文化の構成要素としての文化財に尽きるものではない。それは、すべての属性を捨象した人生そのものの局面で、人に生きる力と生きる喜びを与える。文学の読者(あるいは観客、聴衆、視聴者)は、それが受け手の想像力を発動させることを通じて、他者への共感を可能にし、世界とそれを超えたものへの目を開かせてくれることを直感的に知っている。このような体験はもちろん万人に開かれており、言語・文学の専門家の占有物ではない。しかし言語・文学を学んだ者は、自らの文学体験のみならず、他者の文学体験についての知識を獲得し、それに関する理論的考察を学修することによって、文学の与える感動とそれが人生にとって持つ意義について、教育やその他の手段、たとえば翻訳・翻案や創作活動を通じて、証言・媒介・教示する能力を養うことができる。

(d) より高度の専門職および学問研究にとっての意義

言語・文学は、洋の東西を問わず、極めて長い歴史を持ち、時代の変遷と共に、名称の面でも内容の面でも多くの変化を遂げてきた多面的な学問であり、それに関する深い知識と洞察を得るためには、学士課程での教育・学修を超えて、さらなる学修と研究が求められることになる。学士課程での言語・文学の教育・学修は、社会と職業との関わりにおいては一応完結しているが、より高度の専門職および学問研究との関わりにおいては基礎段階として位置づけられる側面があることも忘れてはならない。しかもその基礎の上で学修・研究の対象となる分野は単に言語・文学に限定されない。本分野は、その多面的で領域横断的な性格からして、他の多くの隣接分野に基礎を提供して、その構成要素となる。学部における課程で言語・文学を学んだのち、大学院において隣接分野を専攻する学生は少なくない。

イ 獲得されるであろう具体的能力

言語・文学は、その目標・対象・アプローチのいずれにおいても多様な広がりを持っていると同時に、他のすべての学問の基盤の役目も果たす。そのために、学生がいかなる対象をいかなる目的で学んでいくかに応じて、獲得される能力は千差万別である。逆に、それらに共通する諸能力を引き出そうとすると、それらは、ジェネリックスキルに近づき、両者の間に本質的な区別を立てることが困難になる。そのことを踏まえた上で、言語・文学を学ぶ学生は、以下の点について具体的な能力を獲得することが期待される。

(a) 言語を使うことの自覚的認識

人間はみな、常に言語を使用し続けているため、言語使用の十分な能力と、言

語に関する十分な知識を持っていると思っ込んでいる。また、自らの第一言語を通しての限られた経験に依っているにも関わらず、あたかもそれが、一般的事実であると誤解しがちである。言語・文学分野の教育では、各学生がそれぞれ持つ素朴な言語観の限界を正しく認識し、より客観的で広い視野から言語を捉えることができるようになる。

(b) 現実的課題への対処

課題や問題は言語に表現されて提示され検討される。言語なしでは思考もコミュニケーションも不可能であることを考えれば、これは当然のことである。しかし他方で、本来言語とは無関係の問題を言語の問題として捉えることにより、かえって問題の解決から遠ざかったり、問題の所在を誤解したりすることも起こる。具体的には、問題や課題を検討する代わりに、課題や問題を述べる表現の検討に終始する、複合的な問題にひとつの名称を与えることにより、あたかも単純に解決できる問題のように誤解させる、などである。言語・文学分野が目指すリテラシー教育は、学生が、現実の問題や課題を言語の問題にすり替えたり見誤ったりしない能力を身に付けることに貢献できる。

(c) 第一言語としての日本語に関する高度なリテラシー

言語に関する客観的理解を基盤とし、多様なテキストを自らの視点から体験することを通じて、高度な日本語の運用能力が獲得される。これがリテラシーの中核をなす。外国語の学修は、リテラシーのさらなる高度化に大いに役立つ。すでに述べたように、第一言語(母語)を意識的にコントロールし運用するための能力の獲得には、外国語の学修が不可欠の役割を果たすからである。

(d) リテラシーを踏まえた高度のコミュニケーション能力

コミュニケーション能力とは、単なる会話能力ではない。そもそも「コミュニケーション」とは、社会的コンテキストの中で人が他者との関係を築く「相互行為」であり、個人と社会に関わる多層的な「関係性」を指す。非言語(表情、身振り、沈黙等)もコミュニケーションの重要な一形態であるが、とりわけ公共の場面では高度なコミュニケーションが必要となる。そのような観点から言語を見た場合、ある社会において言語を適切に使用することのできる能力が「コミュニケーション能力」であり、それは、実際の言語使用を可能にするような社会言語的、あるいは語用的な能力や方略能力を指すと同時に、意味を解釈するための言語的な体系に関する能力をも含む。要するにコミュニケーション能力はリテラシーに大きく依存しており、リテラシーを育成することを通じて高度のコミュニケーション能力は養われる。これは、第一言語(母語)としての日本語ばかりでなく、外国語(外国語としての日本語も含む)にも国際共通語にも当てはまる。

(e) リテラシーと教養を基盤とする言語の公共的使用能力

リテラシーはテキストの読み書きに関わる能力であるが、教養はテキストの内容面に関わる。ただし内容といっても、学術や文化のそれぞれの領域の専門知識そのものではなく、他の領域そして社会とのコミュニケーションを目指す観点か

ら捉えなおされた知識とメッセージである。リテラシーの修練において、言語芸術としての文学が重要な役割を果たすのは、文学作品が言語の表現力を高度に発揮して、人間同士の普遍的な——出自・人種・ジェンダー・生い立ち・職業・専門などの個別性を通じて普遍を目指す——コミュニケーションに関わる言語活動の典型だからである。文学とりわけ古典の学修によって培われる教養を磨くことは、個別の社会集団や専門に特有の語法を超えた言語の公共的使用能力を行使するための鍵である。

(f) 実践的生活を超えた生き方へのまなざしの獲得

実践的生活を主導する目標とその連鎖は、どこかで必ず断ち切られる。個人も組織も人類も有限の存在だからである。実践的生活の総体は、最終的には目標を喪失し、意味と価値を失う。それに対して、実生活からの離脱——それが一時的なものであるにせよ——によって特徴づけられる学問・文学・芸術は、それ自体として享受され目的となる、少なくともそのような可能性を秘めている。それらは、目的と手段の連鎖を断ち切った閑暇において営まれる。人間の生は、目的指向的な実践的生活の次元に尽くされるものではなく、閑暇の生活、さらには観想的生活の次元を備えている。言語・文学の学びは後者の次元へのまなざしを開く力を持っている。

さらに、本項でこれまで述べてきたことを踏まえるならば、言語・文学を学んだ者は、通常、次のような事項についても固有の能力を有することになるだろう。

- 言語・文学が人間の精神活動と密接に結びついていること、およびそれが社会・文化・学問において果たしている役割について、十分な裏付けを持った意見を形成することができる。
- 人間の言語の音声、文法、語彙、社会的機能などに関する基本的知識を理解することによって、観念的・直感的な言語観に依らず、より具体的・客観的な存在として、自らの、そして他者の言語を捉える能力を備えることができる。
- 言語の普遍的特徴や、世界における個別言語の多様性など、母語に限定されない言語の幅広い知識を身に付けることにより、自らの言語使用を理性的に統制することができる。
- 修得した個別言語の知識と実践能力を使用して、それぞれのコンテキストに適した、有効な言語表現を生み出し、豊かな言語生活を築くことができる。
- 文学の知識と実践能力を使用して、書かれたものであれ口頭のものであれ、複雑な言説の精密な読解・記述・分析を遂行し、また与えられた目標・状況に適合した言説を生み出すことができる。
- 言説の内容だけでなく、それが生み出されるコンテキストに注意を払い、言説の置かれた状況がその意味と効果に影響を及ぼすことを理解することがで

きる。

- 言語と文学に関連する文献やデータを収集し、それを批判的に吟味し、聞き手に分かるように発表(プレゼンテーション)することができる。

② ジェネリックスキル

ア 知的訓練としての意義

言語・文学の学びの中核にあるリテラシーとコミュニケーション能力は、数と図形を基盤とする数学リテラシーと並んで、もっとも普遍的かつ汎用的な能力である。しかもそれは、数学的言語とは異なり、認識だけではなく、感情と意志の表出と理解に関わり、人と人をつなぐ絆である。したがってその学びは単なる知識の獲得ではない知的訓練、さらには知情意のすべての局面に関わる精神的訓練となる。人の発言に耳を傾け、古今の文書・文学作品を読み解く方法を学ぶことを通じて、言語・文学を学んだ者は、言語表現(発言・文書)の意味と効果がその内容ばかりでなく、その形式、そしてそれを取り囲む社会的・文化的文脈に依存していることに敏感になっていく。要するに、与えられた言語表現を正しく理解し、それに適切に対処するための習練を積むことになる。さらに、自覚的に言語表現を磨くことは、言語が思考と行動の基盤である以上、与えられた状況の中で、世界の再解釈や再創造に関与することに他ならない。

したがって、一定の深さまで言語・文学を学んだ者は、その経験を通じて、知情意のすべての側面で成熟した存在として他者と社会との適切な関係を築くためのさまざまな汎用能力を獲得し、世界の再解釈や再創造の過程に参加することが可能になる。

イ ジェネリックスキルの修得

言語・文学を学んだ者は、それぞれの学修の過程を経て、通常、次のような事項についての汎用的な能力を身に付けることになるだろう。

- 日本語の十分なコミュニケーション能力とリテラシーを獲得し、それを職業生活・社会生活・精神生活において活用することができる。
- 発言であれ文書であれ、さまざまな形式の言説をそれが生み出された社会的・文化的文脈を踏まえて適切に理解し、必要に応じて批判的に検証することができる。
- 自分自身の思考と判断を、明晰かつ適切な言説で表現することができる。
- とりわけ文章作成において、下書きや書き直しなどをおこなった上で、適切な形式と明晰な表現を達成することができる。
- 文献や画像に関わる多様な情報を収集し、それを構造的かつ体系的に加工・整理することができる。

- 情報や議論を咀嚼し、自らの考えをまとめ、相手が理解できるよう、意見を発表(プレゼンテーション)、討論・対話をおこなうことができる。

4 学修方法および学修成果の評価方法に関する基本的な考え方

(1) 学修方法

言語・文学は生存の基盤であり、生活のあらゆる側面に関係する分野であるから、その学修方法(教育方法)も極めて多様にならざるを得ない。しかし大きく分ければ、分野全般についての基本的知識の獲得と、それらに基づく実践的能力の修得の、2領域からなると言える。

第1の領域である基本的知識の獲得は、主に講義を通しておこなわれるが、学生が自ら発見を体験しつつ学修することは、基本知識のより柔軟な応用を可能にする。この意味で、演習、実習、講読を通して、個別言語自体を、あるいは個別言語で語られたり書かれたりした言語作品を、学生に実際に分析させることが重要である。また、言語音声を作り出す生理的メカニズムを理解し制御するためには、音声学の実習が不可欠である。

第2の領域である実践的能力の修得においては、第一言語としての日本語をはじめとして、個別言語の運用に関わる実践的能力、とりわけリテラシーの修得が大きな比重を占めており、それを可能にする適切な方法の工夫が必要である。他方、そのような実践的能力を適切かつ有効に行使するためには、基本的知識と共に、教養とそれに裏付けられた市民性が必要である。つまり、それがいかなる目的のために、どのような社会・文化環境で行使され、いかなる結果をもたらし、いかなる役割を果たすかについての知識と理解に支えられなければならない。

① 第一言語の学修

第一言語の高度な運用能力の開発はリテラシーと不可分であるが、その学びの中心にあるのは、テキストと主体的に関わるための訓練である。テキストは、他の学問分野にとっては情報や知識を獲得するための手段であるが、言語・文学の実践にとっては、読者が著者、あるいはテキストに描き出される人間そして世界と出会う場である。また文章を書くことは、あらかじめ知っていることを表現するにとどまらず、書くという行為を通じて思考を深化させることである。読み書きを焦点化した学びが必要な所以である。そして同じことは、第一言語ばかりでなく、外国語や国際共通語にも当てはまる。

ア 読みの学修

ここでは、精読および速読に基づく大意把握が車の両輪である。精読は、テキストの一字一句をゆるがせにしないで読むことを通じて、テキストの正確な理解の基礎となるばかりでなく、テキストの媒体である言語の多面的な側面——語彙、文法、文体等——についての確実な知識と能力の修得に寄与する。精読がテキストに対す

るボトムアップ的なアプローチだとすれば、速読は細部の問題にはこだわらずにテキストの大意把握つまり包括的理解を目指すトップダウン的なアプローチである。そしてその成果を口頭あるいは筆記で言語に定着するのが要約であり、これはテキストの受信から発信への転換点に位置する。要約といっても、テキストの要点を箇条書きにするタイプと、テキストの主張およびそれを展開する論法の骨組みを明らかにするタイプがあるが、テキストの包括的理解にとって重要なのは后者であり、学修の必要性も高い。

イ 文章作成

日本では、中国やヨーロッパのように、公共の場面で他者に働きかけ、他者を説得するための文章、すなわち散文のテキストを作成する技法を開発し教育する伝統はなかった。このため文章作成の学修方法の開発はいまだ発展途上にある。とはいえ、学修方法の共通の基礎となるいくつかの事柄がある。まず、ある一まとまりの文章には、内容(テーマとそれに対する書き手の見解)の発見、全体の構成(序論、提示すべき事実、描写すべき事物、展開すべき議論、結論など、それぞれの段落の配置と組立て)、措辞(個々の文言の取捨選択)の三つの側面があり、そのそれぞれが学びの対象となる。

次に、書くべき文章とそれに先行する文章との関係に関わる問題群がある。文章は無から生まれるわけではない。それに先立って、模倣(原文を踏まえた書き換え)、応答、対話の対象となるにせよ、また書くべき内容に関する情報や知識の源の役割を果たすにせよ、他者によって作成あるいは編集された文書群がある。それらを引用や要約によって自らの文章に取り込む作業が文章作成の重要な部分を占める。そこで必要になるのは、事実の提示と意見の表明を区別した上で、事実⁵にせよ意見にせよ、その根拠と由来を自覚化して、文章を作成することである。事実であれば、その情報源が自分なのかそれとも他者なのか、意見であれば、自分の意見ならそれがどのように形成されたか、他人の意見であれば、いかなる理由でそれを受容ないし拒否するかを確認しながら文章を綴る訓練が文章作成法の導きの糸になる。

② 国際共通語と外国語

第一言語以外の個別言語については、国際共通語(現状では英語)か外国語かの違いに応じて、学びの動機と目標が異なる。この点を踏まえて、それぞれにふさわしい学修方法が構想されなければならない⁵。

ア 国際共通語としての英語教育

グローバルな場では英語母語話者だけでなく、多様な言語を母語とする世界各地の人々と接触することが日常的になっている。そのための媒介言語であることを考

⁵ 以下の記述は、日本学術会議 回答『大学教育の分野別質保証の在り方について』、2010年7月22日、p. 34-35を発展させたものである。

慮すると、英語教育においては以下の点を踏まえる必要がある。

- (a) 英語という共通語と英米文化理解を区別すること。文化的負荷を可能な限り軽減しないと非母語話者同士のコミュニケーションは成立しないことを認識する必要がある。
- (b) 国際共通語としての英語は母語に根ざしているわけではないので、母語の習得過程を学修のモデルとして強調せず、英語母語話者の規範から自由になり、相互に「わかりやすい」(intelligible)英語を使うこと。
- (c) グローバル時代のコミュニケーションにおいては、インターネットなど情報通信技術の発展やソーシャルネットワークの世界的拡大も相俟って、書記言語が音声言語と並んで重要な役割を果たしている。それゆえ音声言語の運用能力と並んで、リテラシーの学修を重視すること。また、話し言葉であれ論文やビジネス文書などの書き言葉であれ、特定の文化や習慣を前提としなくても理解できるような論理構成を学ぶことは、グローバル・コミュニケーションにおいて重要である。

イ 外国語

国際共通語としての英語の修得は、制度的・文化的多様性を平準化して、単一の尺度で物事を進めようとするグローバル化への対応である。一方、国際化は、制度・慣習・言語・文化等を異にする国(地域)同士あるいは人間同士の相互理解、差異を認めたとでの相互尊重の上に成り立つ。外国語の学びは、そのような世界の多様性の認識の鍵である。同時にそれは、無意識に使用される第一言語を意識化し、それをコントロールし運用するためにも有用である。この点を踏まえて、次のような原則が立てられる。

- (a) 言語の背景をなす文化と歴史を重視し、言語が内包する文化、社会、歴史を言語と切り離さずに学ぶこと。
- (b) 音声言語の運用能力と訓練と並んで、リテラシーとりわけ文章の読解力の養成を重視すること。
- (c) 英語は国際共通語であるばかりでなく、ひとつの外国語でもあるので、外国語教育においても学修の対象となる。しかし英語はグローバルな立場との癒着を避けることが難しいので、英語を外国語として学ぶ場合は、それ以外の第二言語も合わせて学ぶことが望ましい。

グローバル化と国際化の双方が進展している現代世界において、第一言語としての日本語の中に閉じこもっていることはできない。欧州評議会は、母語の他に二つの言語を学ぶ「複言語主義(plurilingualism)」を提唱しており、自国の少数言語を学ぶことも奨励している。日本の場合はグローバル化に対応する英語の他に、少なくとももうひとつ外国語を学ぶことが、異文化の理解を深めるにとどまらず、多様な世界観を獲得するためにも不可欠である。

③ さまざまな学修形態

教育・学修の形態には、講義、演習、講読、実習、個別の学修支援、海外留学・語学研修、論文執筆などさまざまなタイプがあるが、そのすべてが必須であるわけではない。それぞれの学修目的と現場の特質に応じて、さまざまな方法を組み合わせて、多様な学びを経験する機会を与えることが有益である。その上で本分野では、言語能力の修練であれ、幅広い読書であれ、オリジナルな文章の作成であれ、学生の自発的・自律的な学びが重要な役割を果たすので、いかなる教育方法においても、そのような学びを促進する条件を作り出すことが望ましい。

ア 講義

言語・文学の基本的知識、手法、その目的と意義を学生は講義を通じて学ぶ機会が与えられるべきであり、それが他の教育方法による学修の導きの糸となる。基礎的な概念・理論などを丁寧に理解させる講義も有用であり、また、学ぶ側に考えさせ、疑い、省察することを促すような講義、とりわけ言語・文学を学ぶことの目的・意義・効果さらには限界について反省を促す講義もまた有用である。

イ 演習

言語であれば、何らかの言語現象、文学であれば、何らかの書物について、自ら調査・読解・分析をおこなうことを通じて、学修対象の内容を理解し、それに関する自らの見解をまとめて他者に伝達し、討議をおこなうことは、言語・文学についての単なる知識の獲得や受動的な理解を超えて、実際にそれらを活用する能力を養成するのに有用である。また能力の行使が目指す目的、それが社会において果たす役割と効果、さらには限界について自覚を促すためにも有用である。

ウ 講読

テキストは、他の分野にとっては教育と学修の手段であるが、本分野にとっては実践と理論的考察の直接的対象である。テキストに含まれる情報や主張を抽出してそれを利用するにとどまらず、テキストそのものを読むことは、言語・文学の学びの基本でもあれば目標でもある。とりわけ文学分野においては、テキストをその多様な側面——たとえば言語、文体、内容、思想、効果、テキストがその環境(作者、作品の背景にある社会的・文化的環境、読者)と取り結ぶ関係——において精密に読み解く修練が決定的に重要である。これは、他者の記したテキストを自分に引き寄せるのではなく、それ自体として著者の意図に即して理解し、テキストと読み手の距離と相違を自覚するためにも有用である。テキストの学びの過程で浮上する解釈の多様性や再解釈の創造性なども、精読を通じてはじめて学ぶ者にとって有意義な経験となる。

エ 実習

言語の運用能力の修得にあたっては、実習が有効である。具体的には、視聴覚教材、電子メディアの活用などがあるが、教材ソフトに全面的に依存するのではなく、教員による適切な指導が加わってこそ教育効果が上がる点を指摘したい。外国語学修における外国人による指導については、会話練習のみに終始するのではなく充実した内容にするには、カリキュラムの中でネイティブ・スピーカー教員の位置づけおよび日本人教員との役割分担を明確にする必要がある。当然ながら母語話者であっても教員の質は確保されなければならない。

さらに有用な実習として、情報とりわけ書誌情報の検索・収集・整理および信憑性の吟味に習熟するための訓練などが想定される。また、言語分野においては、音声学や言語の現地調査、コーパスを用いた量的・質的分析なども実習の一環として捉えることができる。

オ 海外留学・語学研修

海外留学・語学研修は、とりわけ外国語・外国文化の学修において重要な役割を果たす。それを教育課程の中に取り込むことは有用である。ただし、海外留学や語学研修が真に成果をあげるには、出発前に大学側が綿密なオリエンテーションを実施することで事前準備を万全にすることが肝要である。なお、提携大学への留学であれ、語学研修であれ、基本的には本人の自己責任ではあるものの、大学が主催するものについては、十全なリスクマネジメントが求められることは言うまでもない。

カ 論文等の執筆

それまでの学修の成果を踏まえて、自ら課題を設定し、その課題に関連する文献あるいは文学作品を読み込み、あるいは調査と分析をおこない、必要な情報と知識を探索して、課題に考察を加え、そこから導かれる結論を論理的かつ説得的に展開すること。具体的には、卒業論文、演習のレポート、さらには、創作、エッセイ、書評、批評、翻訳などが想定される。

(2) 評価方法

学生の評価は、一方では、学修の達成度・成果、他方では、学修のプロセスに関わる。それは最終的には、学生がそれぞれの学修単位、そして学位取得のプログラムの全体においていかなる水準を達成し、いかなる成果を挙げたかを測定するが、それ以前に、学修プロセスに関与し、学生の学びに大きな影響を与える。

前者の観点からすれば、評価は、学生が卒業時に本分野において、何をどう学んだかを測定し、いかなる学力を身に付けているかを表示するものであるが、後者の観点からすれば、学びの過程にある学生の理解度・習熟度を診断し、学修の進展を援助する役割を果たす。個別言語教育における調音実習、答案やレポートの添削と講評、演習や口頭

試問における質疑応答などの例に見られるように、学修のプロセスにおける評価は、学生の成長を促すフィードバックをもたらすし、またもたらさなければならない。この意味での評価は、一方的なものではなく、学生に評価への問い直しの機会を与えることを通じて、自立的な思考と発想を追求するように促すべきである。

この点から見て、個別言語の運用能力、いわゆる「コミュニケーション能力」の評価について、数値で結果だけを提示する検定試験にひたすら依存することには問題がある。コミュニケーションの能力は、上記のように、リテラシーを踏まえることなしには獲得することができない。そうだとすれば、標準試験における点数でその能力を測定しようとする試み自体に無理があり、教養教育の本来的使命を歪めることになりかねない。最近、日本でも活用されはじめている CEFR⁶は、複言語主義の実現へ向けて策定されたものであり、本来は「(その言語で何ができるかという)評価のための枠組み」であって、「到達目標」ではないことに留意すべきである。2012 年春には日本版 CEFR-J が発表され、公立中学高校への導入を視野に各地で研究が進められているが、導入にあたっては表面的な Can-do リストだけに注目し安易に到達目標として使うことのないよう注意すべきである。むしろ今後の日本における大学教育で考えるべきは、「複言語主義」の理念を参考に、国内で話される諸言語・諸方言はもちろんのこと、複数の外国語を積極的に学ぶことを奨励し、かつ、卒業後も学修を継続できるような「自律性」を育むことであろう。

言語・文学の評価は、その学修内容・学修方法および個々の学ぶ者の状況が多様であるのに応じて、多様で柔軟な形式と方法がとられるような工夫が必要である。それぞれの教育課程は、自らの教育目標との関連で、評価方法の大綱を提示し、学修プロセスにおける評価と最終的評価の関係を明らかにして、評価が学生の学修を助けると同時に、最終的には、学生が卒業時に達成した成果の程度を明示できるようにすることが望まれる。

5 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育との関わり

言語の公共的使用能力については前述したが、その育成だけで市民性の涵養がただちに達成されるわけではない。公共的な水準における言語使用が、何を目的として、いかなる結果を招来し、どのような価値を有しているかについての知識と賢慮がなければ、それは各々の専門的活動に奉仕する手段にとどまる。実践的な目的のために、言語・文学を学ぶ

⁶ 「欧州言語共通参照枠 (CEFR=Common European Framework of Reference for Languages : Learning, teaching, assessment)」：欧州評議会によって提唱された評価の枠組みである。行動中心主義に基づき、微細にわたる能力記述 (Can-do statement) で言語能力を総体的に捉え、様々な言語で応用できる。CEFR は、「複言語主義」(Plurilingualism) をその理念的基盤としており、複数の言語を学ぶことにより、言語同士が相互の関係を築き新しいコミュニケーション能力を作り上げること、そのような学びは学校教育の場にとどまらず生涯にわたり続くものであること、外国語学修は「理想的母語話者」を最終的な到達目標にするべきではないなど、外国語教育について斬新な視点を打ち出している。

学生の中には、言語を単に実生活（とくに職業生活）に役に立つ道具のように見なして、その運用能力を修得するための学修に甘んずる者がいないわけではない。しかし、それは言語・文学分野が目指す教育とはまったく異なる。言語の反省的理解の基盤の上に、能動的に言語と言語作品と関わるのが、本分野の目指す目標だからである。言語・文学を学ぶ者が市民として他者と協働して公共的な課題に取り組むためには、言語能力の向上を目指す訓練と共に、専門分野を異にする人々との間で知の基盤を共有し、対話を成立させることを目指さなければならない。

次に、言語・文学において養われる人文的教養は、人間性の陶冶を通じて、市民性の涵養にも大きな寄与をなす。しかしそれが、既存の文化財——人文的学問と芸術の成果——の享受に安住し、文化の価値を称揚するにとどまる限りは、一部の人間の占有する特権に転ずる恐れなしとしない。人文的教養とその基盤となる文化財は、社会生活から隔離された贅沢品でも装飾品でもない。それは、個人の精神生活を支えるばかりでなく、職業生活・社会生活に浸透して、専門の異なる人間同士の対話を可能にする共通の資源である。そうだとすれば、教養教育は、狭義の人文的教養を核にしながらも、それが社会の多様な側面と取り結んでいる関係を学び、理解することなしには成立しない。そもそも「教養とは何か、それはいかなる役割を果たしうるか」という基本的な問いに答えるにも、言語・文学以外の広い視点を欠かすことはできない。

言語・文学分野は、教養教育においても大きな役割を果たすだけに、分野の専門教育を通じて市民性の涵養を果たすことは、かなりの程度可能である。しかし専門教育と教養教育の共存は、専門分野としての輪郭と内容を見定めるのを困難にし、本分野の役割についても、その社会的・公共的意義を見失わせかねない二つの対立する見方を生み出す。ひとつは、言語・文学を他の学問分野そして社会生活・職業生活の遂行を可能にする補助手段と見なして目的への問いを封ずる見方であり、もうひとつは逆に、それを自己目的化して社会の枠外に置く見方である。このような見方を脱して、本分野の意義について考え理解するためには、教養教育の内実を可能な限り広い分野(人文学・社会科学・自然科学・芸術・体育)において拡充深化することが有効である。単に人文的教養に限られない広い教養を身に付けることで、言語・文学を学んだ者は、専門外の人々と適切に協働しつつ、自らの専門を生かした市民として、社会に対して有意義な関与をしていくことができるだろう。

6 言語・文学分野の教員養成のあり方について

言語・文学関係の教職を志望する学生は教育職員免許法に基づく科目を履修することになるので、教育課程の編成に当たってはそれが可能になるように留意しなければならない。

その上で、教科の内容に関する専門科目については、本分野として、教育・学修方法の開発と実践に有意義な関与をする体制が設計されることが望ましい。たとえば外国語教育の場合、目標言語だけを用いた指導のあり方、母語の使用についての是非、文法事項の指導方法、外国語学修における文化的要素の取り扱いなどにまで踏み込んだ教科教育法授業への模索、あるいは教育実習の改善など、外国語教育の新たな流れに対応できるような教

員養成のあり方を検討することが、この分野では特に必要であろう。さらに高等教育の教職についても、専門教育のみならず、共通教育・教養教育における言語・文学関係科目の担当教員の養成を視野に収めた教育課程の設計がなされることが望まれる。

<参考資料 1> 言語・文学分野の参照基準検討分科会審議経過

平成 22 年 (2010 年)

- 11 月 25 日 日本学術会議幹事会(第 112 回)
大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会言語・文学分野の参照
基準検討分科会設置、委員の決定
- 12 月 27 日 分科会(第 1 回)
役員の選出について
今後の進め方について

平成 23 年 (2011 年)

- 2 月 17 日 分科会(第 2 回)
ワーキング・グループ設置
「言語・文学」という括りについて
- 3 月 16 日 日本学術会議幹事会(第 117 回)
設置期限延長の決定
- 4 月 22 日 分科会(第 3 回)
「言語研究・文学研究の本質および日本語教育の在り方について」
(柴田翔委員)
- 5 月 20 日 分科会(第 4 回)
「言語・文学分野をめぐる断想—中国古典学の立場から」(川合康三
委員)
「発語の不可能性について」(山川健一委員)
- 6 月 17 日 分科会(第 5 回)
「文学を学ぶことの意味」(小野正嗣委員)
「言語・文学の知識と運用能力の学習についての一考察」(寺田寅
彦委員)
- 7 月 11 日 日本学術会議幹事会(第 129 回)
大学教育の分野別質保証推進委員会における分科会設置、委員の決
定
- 8 月 12 日 言語・文学分野の参照基準検討分科会(第 1 回)
役員の選出について
「言語・文学とは何か。教育とりわけ大学教育の対象となる言語・
文学とは何か」(塩川徹也委員)
- 9 月 12 日 分科会(第 2 回)
「言語、文学そしてマンガ」(藤本由香里委員)
「英語・英米文学における Honours degree benchmark statements
について」(加藤光也委員)
- 10 月 27 日 分科会(第 3 回)
「中教審の動向その他」(廣田英樹内閣府政策統括官付参事官)
「前近代のリテラシー」(長島弘明委員)

- 11月21日 分科会(第4回)
「言語・文学分野の参照基準について」(柴田元幸委員)
「コミュニケーション教育について」(平田オリザ委員)
- 12月16日 分科会(第5回)
「国際共通語としての英語の教育」(鳥飼玖美子委員)
「フランスの言語政策と欧州言語共通参照枠」(田口紀子委員)
「先導的・大学改革推進委託事業シンポジウムでの報告について」(塩川徹也委員)

平成24年(2012年)

- 1月30日 分科会(第6回)
「言語・文学分野の参照基準に関するコメント」(川嶋太津夫委員)
- 3月7日 分科会(第7回)
検討内容の取りまとめについて
公開シンポジウムについて
- 3月16日 日本学術会議幹事会(第148回)
設置期限延長の決定
- 4月5日 分科会(第8回)
役員選出について
検討内容の取りまとめについて
公開シンポジウムについて
- 5月21日 分科会(第9回)
検討内容の取りまとめについて
公開シンポジウムについて
- 7月14日 分科会(第10回)
公開シンポジウム「学士課程教育における言語・文学分野の参照基準」
- 10月26日 日本学術会議幹事会(第163回)
設置期限延長の決定
- 11月30日 日本学術会議幹事会(第166回)
大学教育の分野別質保証推進委員会 言語・文学分野の参照基準検討
分科会 報告「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参
照基準言語・文学分野」について承認

<参考資料2> 公開シンポジウム「学士課程教育における言語・文学分野の参照基準」

日本学術会議公開シンポジウム

学士課程教育における言語・文学分野の参照基準

日時 平成24年7月14日(土) 13:30～18:00 (入場無料、定員300名)

会場 日本学術会議 講堂

プログラム

総合司会 田口紀子(日本学術会議会員、言語・文学委員会副委員長、京都大学大学院教授)

開会挨拶 塩川徹也(日本学術会議大学教育の分野別質保証推進委員会 言語・文学分野の参照基準検討分科会委員長、日本学術会議連携会員、東京大学名誉教授)

基調報告 「大学教育の分野別質保証と参照基準」

北原和夫(日本学術会議大学教育の分野別質保証推進委員会委員長、日本学術会議特任連携会員、東京理科大学大学院教授、東京工業大学・国際基督教大学名誉教授)

分科会報告 「言語・文学分野の参照基準案」

塩川徹也(言語・文学分野の参照基準検討分科会委員長、日本学術会議連携会員、東京大学名誉教授)

林 徹(言語・文学分野の参照基準検討分科会幹事、日本学術会議連携会員、東京大学大学院教授)

鳥飼玖美子(言語・文学分野の参照基準検討分科会幹事、日本学術会議連携会員、立教大学特任教授、国立国語研究所客員教授)

15:10～15:20 休憩

パネルディスカッション 「言語・文学分野の参照基準について」

司会 長島弘明(日本学術会議会員、言語・文学委員会委員長、東京大学大学院教授)

パネリスト(五十音順)

小野正嗣(日本学術会議特任連携会員、言語・文学分野の参照基準検討分科会委員、明治学院大学専任講師)

川本皓嗣(元大手前大学学長、東京大学名誉教授)

小林賢次(早稲田大学教育・総合科学学術院特任教授、言語系学会連合運営委員長)

柴田稔久(株式会社日本ヴィクシー・コーポレーション代表取締役、元日本IBM 常務執行役員、元日本経済同友会幹事)

長谷川壽一(日本学術会議会員、東京大学大学院教授・総合文化研究科長)

藤本由香里(日本学術会議特任連携会員、言語・文学分野の参照基準検討分科会委員、明治大学准教授)

吉田 文(日本学術会議連携会員、早稲田大学教育・総合科学学術院教授)

閉会挨拶 柴田 翔(日本学術会議特任連携会員、言語・文学分野の参照基準検討分科会副委員長、東京大学名誉教授)

主催 日本学術会議

大学教育の分野別質保証推進委員会 言語・文学分野の参照基準検討分科会

言語・文学委員会 古典文化と言語分科会／文化の邂逅と言語分科会／科学と日本語分科会

シンポジウムの開催にあたって

言語・文学は、今日の大学教育において重要な役割を担っているが、その身分ないし地位はしばしば不明確で安定性を欠いている。言語・文学は人間の精神生活と社会生活の根底にあって、あらゆる学問そして文化の生成を可能にする基盤であると同時に、それ自体が学問であるという二重性を持っており、専門教育と教養教育・共通教育の双方にまたがっている。実際大学設置基準の大綱化以前を考えれば、それは一般教育の人文科学及び外国語に属する学科として前期課程教育の中に確固たる位置を占めていたが、大綱化によってその位置は失われた。また専門分野としての言語・文学は、学位に付する専攻分野の名称が自由化されたこともあって、名称の変更あるいは新設が相次ぎ、分野としての輪郭と特性がぼやけてしまうという事態が生じた。それにも関わらず、本分野の研究と教育に携わる大学人は、言語・文学の学びには、個別言語の高度な運用能力とりわけリテラシーの修練を通じて言語の公共的使用能力を開発増進すると共に、言語芸術としての文学を学ぶことを通じて人文的教養を身に付け、人間性と市民性の涵養に資するという意義があることを確信している。

日本学術会議は、文部科学省高等教育局長から審議依頼を受けて平成20年6月に「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会」を発足させ、検討の結果を「回答」に取りまとめ、平成22年8月文部科学省に手交したが、そこで、学士課程教育の質を保証するためには、各分野の教育課程編成上の参照基準を策定することが望ましいという方針を打ち出した。それを踏まえて同委員会では、複数の分野で参照基準の策定に向けた審議を開始するために順次各分野の「参照基準検討分科会」を設置しつつある。言語・文学分野の分科会はその先頭を切って平成22年11月に発足し、言語・文学関連分野の委員に教育学系の委員を加えて審議を重ね、参照基準案の作成に取り組み、原案が固まりつつある。しかし最終的な成案を取りまとめるにあたっては、参照基準案を世に問い、多様な意見を聴取して、それを策定作業に生かすという手順が欠かせない。その一環として、今回、言語学、文学、言語教育学、表象文化論、教育学の研究者・教育者、大学の専門教育・教養教育の課程編成の責任者、さらには言語・文学の教育に関心を寄せる企業人の参加を得て公開シンポジウムを開催する。多数の参加者を得て、建設的な議論が展開されることを切に願っている。